

事 務 連 絡
令和 8 年 8 月 7 日

熊本県廃棄物主管部（局）御中

環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課長

令和 8 年熊本地震に係る災害等廃棄物処理事業において、既に所有者等によって
全壊・半壊家屋や宅地内土砂混じりがれきの解体・撤去を行った場合の
費用償還に関する手続きについて（周知）

令和 8 年熊本地震により、各地で大規模な被害が生じ、被災市町村においては、環境省の災害等廃棄物処理事業を活用し、鋭意処理を進めておられることと存じます。

被災市町村による全壊・半壊家屋等の所有者が市町村に公費解体・撤去の申請を行わず、自らの費用負担によって解体・撤去を行い、市町村に自費解体・撤去に要した費用の償還の申請を行う場合の手続について、被災市町村における事務手続や市町村と申請者のやりとり等が円滑に実施されるよう、参考となる情報を別添のとおりお示しします。

なお、本事務連絡にてお示しする手続は一例として示しているものであり、本事務連絡においてお示ししている手続と同等の内容、その他必要な書類が備えられている場合には解体・撤去費用として適正な額について災害等廃棄物処理事業の補助対象となり得ます。

また、上記でお示しした全壊・半壊家屋や宅地内土砂まじりがれきの解体・撤去のみが費用の償還対象となるわけではなく、その他の災害等廃棄物処理事業についても適用できる可能性があることを申し添えます。

詳細については、「公費解体・撤去マニュアル（第 6 版）（環境省環境再生・資源循環局災害廃棄物対策室、令和 8 年 3 月）」及び「自費解体・撤去（解体費用の立替えと払戻し）の手引き（第 2 版）（環境省環境再生・資源循環局災害廃棄物対策室、令和 8 年 7 月）」をご参照ください。

<連絡先>

環境省環境再生・資源循環局
廃棄物適正処理推進課 高橋、島田（補助金担当）、

TEL 03-5521-8337（直通）

E-mail hairi-shisetsu@env.go.jp

全壊・半壊家屋や宅地内土砂混じりがれきの解体・撤去費用等申請書
の利用に当たっての注意事項

(1) 利用前にご確認頂きたい事項

- 災害等廃棄物処理事業費補助金は、環境省担当官及び財務省立会官による実地調査（災害査定）において、災害により「特に必要となった廃棄物の処理を行うために要する費用」と認められた費用に対して交付されます。

このため、費用負担に係る申請書（以下「本件申請書」という。）により市町村が所有者等に対して支出する費用の全額が災害等廃棄物処理事業の補助対象とならない場合もあり得ますので、ご注意ください。

- 本件申請書は、貴自治体による損壊家屋等の解体・撤去開始前^{※1}において既に当該家屋等が位置する宅地等の所有者等が自らの宅内の損壊家屋等の解体・撤去に着手した場合、又は廃棄物の撤去が終了した場合の費用を貴自治体において負担するための手続に利用可能な書面の一例であり、貴自治体の条例、会計規則等を全て反映したものではありません。そのため、本件申請書と貴自治体の条例、会計規則等が整合しているかについて必ずご確認の上、貴自治体としての本件申請書の様式等を作成ください。

※1 市町村の事業開始前であっても、当該撤去について市町村が災害等廃棄物処理事業の対象とすることとした場合は、補助対象となる。

(2) 利用するに当たってご注意頂きたい事項

- 家屋の権利関係に関するトラブルを防止するため、当該家屋の解体・撤去費用を支払う前に下記①～③の事項を原則として登記事項証明書等の書類^{※2}にて必ずご確認ください。

※2 固定資産税課税の場合は、固定資産証明書で代用可。非課税の場合は、登記事項（建物）全部事項証明書。未登記で非課税の場合は、被災家屋等の所有者、面積、構造等が確認できるもの（財産目録、登記事項（土地）全部事項証明書等）。

特に家屋等の解体・撤去費用に係る申請があった場合においては、注意して下記の事項をご確認ください。

- ① 本件申請書により家屋の解体・撤去費用の申請を行っている者と家屋の所有者が同一人物であること
(同一人物でない場合、家屋の撤去及び当該撤去に関する一切の事務について委任する内容の委任状（当該家屋の所有者の署名押印のあるものに限ります。）を必ず提出してもらってください。)

- ② 家屋に抵当権等の担保物権が存在しないこと。
- ③ 家屋が差押え等を受けていないこと

- 災害により全壊・半壊した家屋等や宅地内土砂混じりがれき等についての解体・撤去費用以外の費用を支払ってしまうことを防止するため、解体・撤去費用等を支払う前に、下記①～③の事項を、り災証明書^{※3}、施工金額及び内訳を確認できる書類^{※4}、業者作成の解体証明書（全壊・半壊家屋の解体・撤去の場合）^{※4}、並びに施工前・施工中・施工後の写真^{※5}等にて必ずご確認ください。

※3 り災証明書を取得前に解体を行っていた場合は、全壊・半壊の被害が確認できる解体前の写真。

※4 全壊・半壊家屋の撤去の場合、申請する被災家屋等の解体・撤去が特定され、施工金額及び内訳が分かるもの（契約書、見積書又は内訳書の写し等）。

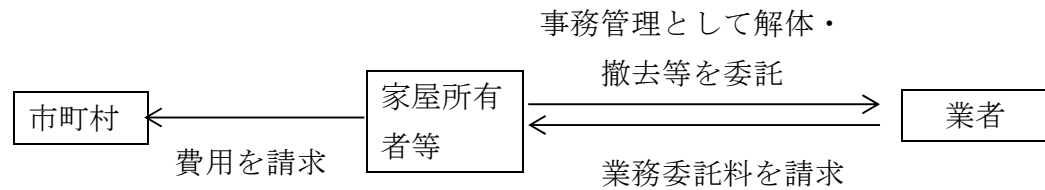
※5 解体・撤去する被災家屋の解体前中後の様子が分かるもの。解体中の写真がない場合は解体前・解体後の写真のみも可。

- ① 費用請求に係る家屋が、災害によって全壊・半壊したものであること
- ② 請求されている費用が、災害によって全壊・半壊した家屋や土砂混じりがれきの撤去に必要であると認められる範囲内の費用であること
- ③ 土砂混じりがれきについては、廃棄物であると判断するに足る程度にがれきが混じっていることが確認できるものであること。

- 二重払い等費用の支払いに関するトラブルを防止するため、家屋や土砂混じりがれきの解体・撤去費用を支払う前に必ず、当該費用の振込先が、本件申請書により申請を行ったご本人名義の口座であることを、ご確認ください。

（３）法律構成に関する注意事項

- 本件申請書の法律構成は、業者に対する家屋及び土砂混じりがれきの解体・撤去の委託を家屋所有者による事務管理と解して、民法第 702 条第 1 項又は第 2 項に基づき、貴自治体に当該解体・撤去費用を請求するという法律構成を取っています。



< 参照条文 >

民法第 697 条

- 1 義務なく他人のために事務の管理を始めた者（以下この章において「管理者」という。）は、その事務の性質に従い、最も本人の利益に適合する方法によって、その事務の管理（以下「事務管理」という。）をしなければならない。
- 2 管理者は、本人の意思を知っているとき、又はこれを推知することができるときは、その意思に従って事務管理をしなければならない。

民法第 702 条

- 1 管理者は、本人のために有益な費用を支出したときは、本人に対し、その償還を請求することができる。
- 2 第六百五十条第二項の規定は、管理者が本人のために有益な債務を負担した場合について準用する。
- 3 管理者が本人の意思に反して事務管理をしたときは、本人が現に利益を受けている限度においてのみ、前二項の規定を適用する。

- 家屋所有者の業者に対する債務を市町村が引き受ける形（債務引受）の法律構成を取ってしまうと、業務委託料が災害等廃棄物処理事業費補助金の災害査定において認められた費用を大幅に超え妥当でない場合等であっても、災害査定で認められた費用を超過した分も含めた業務委託料を市町村が債務者として解体・撤去業者に対して支払う法的義務を負うこととなりますので、ご注意ください。